



本別町空家等対策計画 (概要版)

平成 28 年 3 月

本 別 町

第1章 空家等に関する対策の基本的な方針

1. 計画策定の背景

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という）が成立（平成27年5月施行）し、市町村は必要に応じて「空家等対策計画」を策定し、空家に関する情報の把握及びデータベースの整備を行うこととされました。
- 本町においては、**人口減少（過疎化）と少子高齢化が進捗**しており、管理不全な空家等に対する対策の要望も地域から出ています。



2. 計画の目的と特色

本町ならではのまちぐるみの支え合いの仕組みづくりと、住民が安全・安心して継続的に暮らせる良好な住環境と住まいの確保を目指して、空家の適正管理と有効活用を推進していくために、空家対策の基本的な方針や取り組みを示すものとして策定します。

本町では、平成28年2月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第10条に基づく居住支援協議会を全国の町で初めて設立しました。本町の空家に関する問題について、この居住支援協議会の枠組みのなかで検討し、空家対策の推進に必要な事項について協議を進めていきます。

3. 計画の位置付け

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、国の基本指針等に即して策定する法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」です。「第6次本別町総合計画」・「本別町都市計画マスタープラン」・「住宅政策推進計画」・「地域福祉計画」・「銀河福祉タウン計画」等との連携・整合性を図ります。

4. 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間。必要に応じて追加・見直しを行うものとします。

5. 計画の対象

(1) 対象とする空家等の種類

計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項で規定する「空家等」（法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とします。

なお、空家等の発生状況や町民からの要望等の状況によって、各施策において対象とする空家等を絞り込むことについても検討を行います。

(2) 対象とする地区

町内全域を対象とします。

6. 対策の基本目標と基本方針

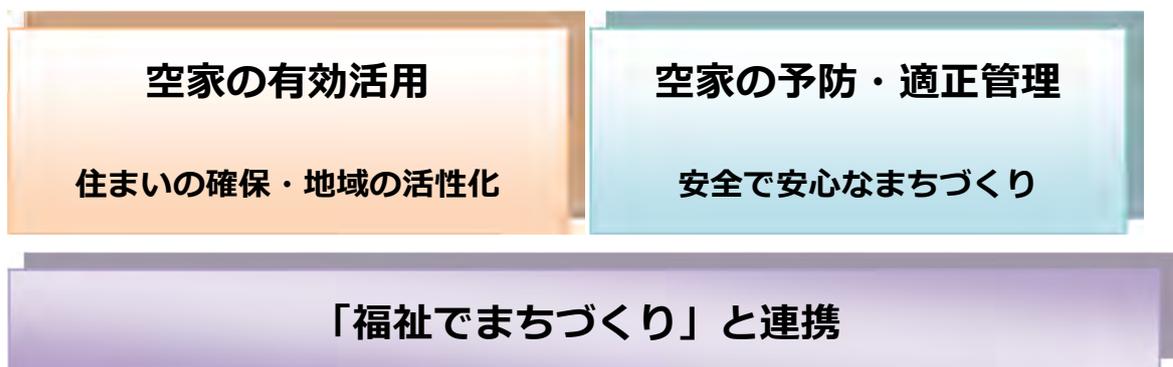
(1) 基本目標

「福祉でまちづくり」と連携した空家の利活用と適正な管理について、地域力を活かしたまちぐるみの取り組みを促進していくため、空家の所有者と行政の間だけではなく、地域の力を活かし、**民間事業者や専門家等との連携を図った総合的かつ持続的な空家対策を推進します。**

(2) 基本方針

- ①空家を活用した住まいの確保と地域の活性化
- ②安全で安心なまちづくり

■本町の空家対策に向けた基本目標



第2章 空家の現状と課題

1. 空家実態調査の概要

本計画の策定にあたって、町では、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、以下のとおり、空家等の実態把握のための調査を行いました。

① 一次調査

- ・調査方法：自治会長・民生委員・児童委員による調査票を使った聞き取り調査を行い、これを整理・集計して空家と推定される物件リストを作成しました。
- ・調査期間：平成 26 年 11 月～平成 27 年 1 月

② 二次調査

- ・調査方法：一次調査結果をもとに、水道閉栓情報や消防等の情報を加えて、対象物件について、公道からの外観目視により空家の管理状況等を調査しました。また、その結果については、空家の管理の状態に応じた部位別の評点付けを行い、空家の管理の状態を総合的に判断する基準にあてはめて、管理の状態別に A～D ランクで区分を行いました。
- ・調査期間：平成 27 年 2 月～11 月

③ 三次調査

- ・調査対象：一次調査・二次調査において把握した空家と推定される建築物（373 件）のうち、送付先が確認できた 307 件を対象として実施しました。
- ・調査期間：平成 27 年 11 月～12 月
- ・調査項目：所有者等の年齢・世帯構成等、空家の原因・空家で困っている事項、維持管理の状況、空家の状態、空家利活用の意向、自由意見等。
- ・回収状況：184 件から回答を頂き、回収率は約 60%

一次調査（自治会）

二次調査（現地調査）

三次調査（所有者アンケート）

2. 実態調査の結果の概要

三次にわたる調査の結果、本町の空家等については、以下のような実態が把握されました。

【現地調査（二次調査）のまとめ】

- ・空家の世帯数に対する割合は町全体で約 11%。件数は本別地区が多いものの、勇足地区・仙美里地区では空家の世帯数に対する割合が高くなっています。
- ・用途・構造別では木造の専用住宅が大半を占めています。
- ・管理の状態に問題がない空家は全体の 3 割以上、管理不全の状態にある空家は全体の 2 割を占めています。
- ・管理の状態が良好な空家の割合は本別地区に多く、勇足地区では管理不全な空家の割合が多くなっています。

【意向調査（三次調査）のまとめ】

- ・空家の所有者は高齢者の方が多く、単身世帯も多いことが分かりました。
- ・費用不足・売却・維持管理等が困難との回答が多くなっています。
- ・維持管理を行っていないとの回答が 3 割程度ありました。
- ・利活用の希望も相当数あるものの、条件となるのは改修工事等の費用、家財の処分等であることが分かりました。
- ・売却支援や業者紹介・手続きの紹介を希望される方が多いことが分かりました。

【現地調査と意向調査のマッチング】

- ・現地調査結果で把握された利活用可能性の高い空家等について、意向調査の結果で利活用の希望のある物件を抽出し、利活用可能性ある空家データの整備を進めています。
- ・今後、空家バンクへの登録や住み替え事業等を進めるにあたって活用する予定です。

■ 空家の管理の状態

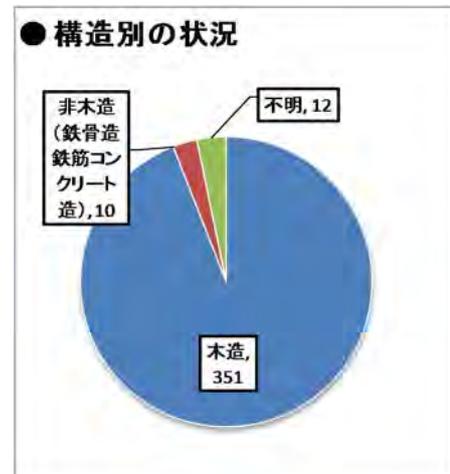
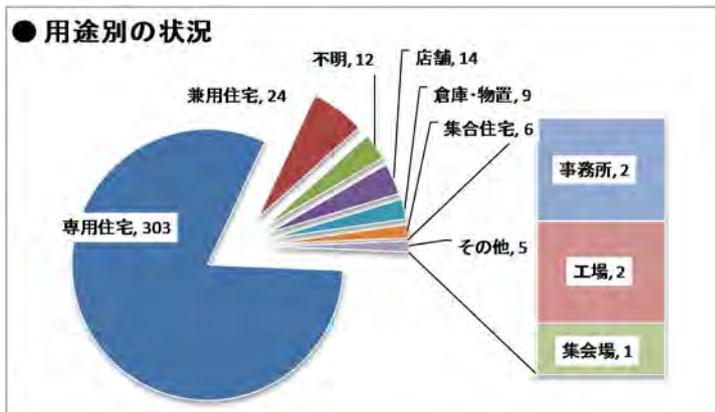
町が行った現地調査（二次調査）では、外観から空家の管理の状況について情報を取得しています。現地調査で取得した情報を、空家の管理状態を判断する基準に当てはめて、空家の管理の状態別に A～D ランクの判定を行いました。

その結果、管理の状態に問題がない空家は全体の 3 割以上、比較的小規模な修繕で利用可能な空家は 5 割近くを占めていましたが、管理不全の状態にある空家も 2 割程度あることが把握されました。

外観による建物等の管理状態	ランク	件数（割合）
管理に問題がない	A	125（33%）
管理が行き届いていないが比較的小規模な修繕で利用可能	B	174（47%）
倒壊等の可能性は少ないが、現況のままの利用は困難	C	47（13%）
倒壊・崩壊の可能性が高い	D	27（7%）

■ 用途別・構造別の空家の状況

用途別・構造別に内訳をみると、木造の専用住宅が高い割合を占めています。

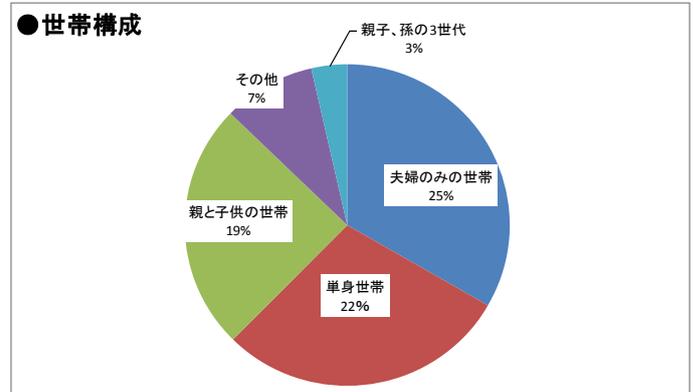
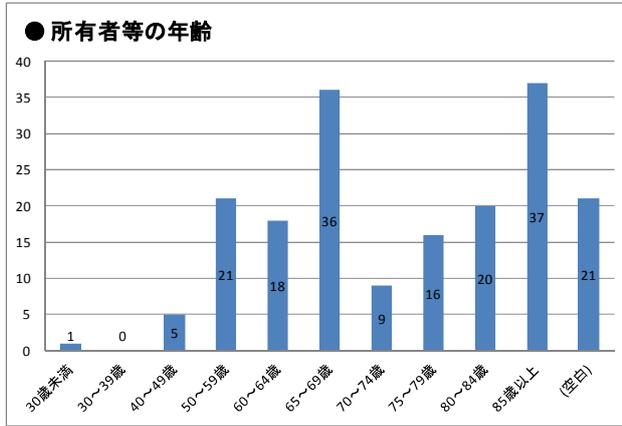


■三次調査（アンケート）の各設問に対する回答のまとめ

設問の分類	回答のまとめ
所有者等の年齢・世帯構成	<ul style="list-style-type: none"> ●回答を頂いた方では、高齢の方の割合が多かった（75歳以上が約4割）。また、世帯状況としては夫婦のみの世帯、単身世帯が多い。
空家の原因	<ul style="list-style-type: none"> ●「空家になったきっかけ」は以下の原因が多かった。 <ol style="list-style-type: none"> ①「別の住居へ転居したため」 ②「相続等により取得したが入居していないため」 ③「高齢者施設（老人ホーム等）への入所、医療機関への長期入院のため」 ④「賃借人などの入居者が退去したため」
空家で困っている事項	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の回答が多かった。 <ol style="list-style-type: none"> ①「修繕や建物の取り壊しを行いたいですが費用が不足している」（約30%） ②「借り手や買い手がいない」（約25%） ③「遠方に住んでおり、空き家の状況を把握できない」（約19%） ④「建物の外回りの維持管理」（約14%）
維持管理の状態	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理を行っていない方が3割程度。行っている方が5割程度。 ●維持管理の方法は、以下の回答が多かった。 <ol style="list-style-type: none"> ①「配偶者や家族と協力」（約22%） ②「自分一人で行っている」（約16%） ●維持管理を行っている方でも、将来の予定としては「当面、取り壊し・または改修を行う予定がない」との回答が多かった（約59%） ●維持管理を行っていない理由は、以下の理由が多かった。 <ol style="list-style-type: none"> ①「建物を利用する予定がないため」（約20%） ②「遠方に住んでおり、維持管理ができない」（約18%）
空家の状態	<ul style="list-style-type: none"> ●「家財道具が残っており、片付けを行えば住める状態である」が最も多く（約29%）。 「家財道具は処分済みであり、すぐに住める状態である」が最も少ない（4%）。 ●「小規模な改修工事を行えば住める状態である」、「住める状態ではない」との回答はそれぞれ23%。「大規模な改修工事を行えば住める状態になる」との回答は10%。
利活用について	<ul style="list-style-type: none"> ●「利活用（貸し出し、売却、寄贈）したい」と、「条件次第で利活用を考えたい」回答を合計した利活用の可能性を示す回答は約36%。利活用するつもりがない（できない）との回答は約30%だった。 ●利活用の希望としては「売却」が最も多く（約17%）、次に「賃貸住宅として貸し出したい」との回答が多かった（約8%）。 ●利活用するための条件としては、「希望者がいて改修費用や維持管理費用を負担してくれるなら」との回答が最も多く（約17%）、利活用が困難な理由についても「改修費用や取り壊し費用がないため」との回答が多かった（15%）。

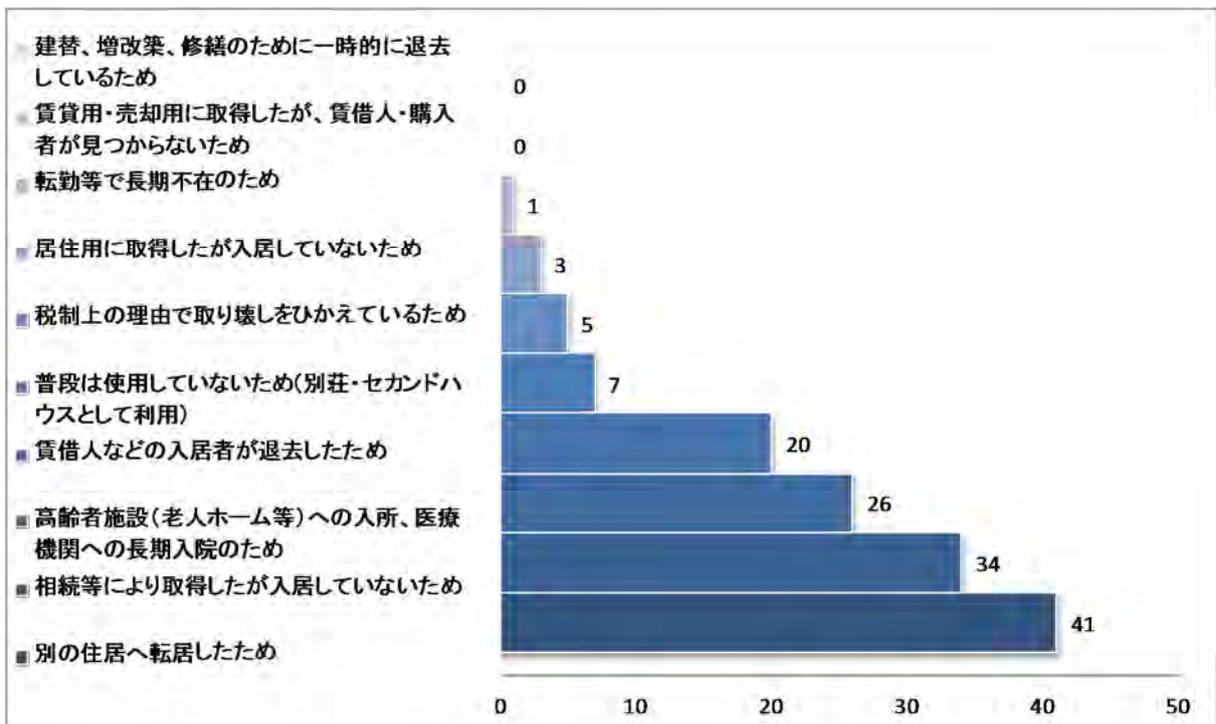
■ 空家所有者の年齢構成

本町の空家所有者は高齢な方が多く、また、世帯構成で見ると単身世帯の方の割合も2割以上を占めています。高齢化が空家の発生の大きな要因になっていることが窺えるため、今後町の高齢化の進捗とともに、空家率や管理不全の空家の増加が予測されます。



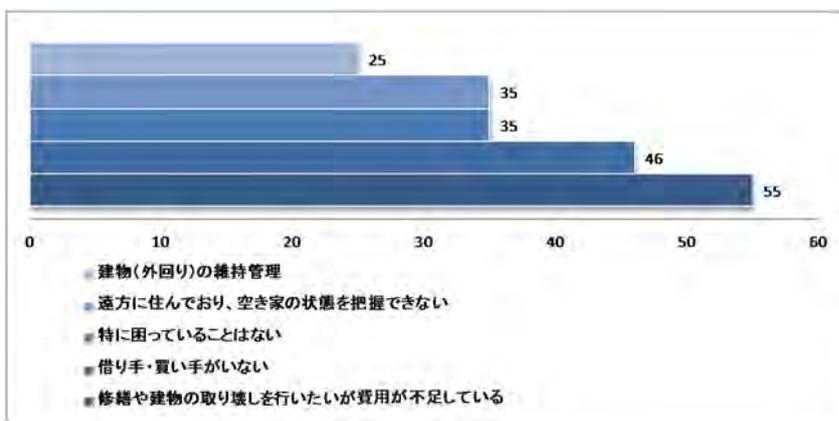
■ 空家になったきっかけについて

空家になったきっかけとしては、別の住居に転居したとの回答の割合が最も高く、次に相続等により取得したが居住していないとの回答も高い割合を占めています。また、高齢者施設・病院等への長期入院も上位の回答となりました。賃貸人の退去や購入希望者・賃貸人の不在が下位の回答となっている原因として、本町における賃貸市場や流通市場が活発でなく、需要者の不在から市場が十分に機能していない様子が伺えます。



■ 空家所有者が困っている事項

空家の所有者が困っている事項として、費用の問題に次いで、借り手・買い手の不在との回答が多くありました。このことから、需要者の不在から十分に機能していない市場において、空家の流通促進や利活用を図ることが大きな課題としてあげられます。



複数回答	回答数	割合
修繕や建物の取り壊しを行いたいが費用が不足している	55	29.9%
借り手・買い手がいない	46	25.0%
特に困っていることはない	35	19.0%
遠方に住んでおり、空き家の状態を把握できない	35	19.0%
建物(外回り)の維持管理	25	13.6%

■ 空家の利活用についての希望

所有者による利活用の希望は相当数ありましたが、そのための課題として費用負担の問題をあげる回答が多くありました。また、未回答の割合が非常に多く、利活用に向けた所有者の意識が高くないことが推測されます。

● (利活用をしたい方に対して) どのような条件であれば利活用を行いたい

複数回答	回答数	割合
家財道具の処分など、貸し出しできる状態になれば利活用したい	10	5.4%
希望する賃料であれば利活用したい	7	3.8%
希望者がいて、改修費用や維持管理費用を負担してくれるなら利活用したい	31	16.8%
期間限定で貸し出し、期間終了後は自分または家族が利活用したい	2	1.1%
建物の改修費用の目処が立てば利活用したい	5	2.7%
不動産業者が仲介や手続きをしてくれるなら利活用したい	14	7.6%

● (利活用をしない・できない方に対して) どのような条件であれば利活用を行いたい

複数回答	回答数	割合
家財道具が片付けられないため、利活用できない	11	6.0%
改修費用や取り壊し費用が無い場合、利活用できない	28	15.2%
権利者等が複数いるため、利活用できない	4	2.2%
資産として保有していきたい	1	0.5%
取り壊し、建て替え、売却が決まっている(または、予定がある)	6	3.3%
将来使用する予定がある	9	4.9%
他人に貸し出ししたくない	4	2.2%

3. 町の空家対策の課題

(1) 所有者や地域に関する課題

- ・相続によって所有したことや遠方に居住していることにより、空家を放置することの問題意識が高まらない。
- ・地域で空家に取り組む体制や機会がなく、問題が隣近所等の狭い範囲にとどまっており、相談先がわからない。
- ・利活用や除却等をしたくても、**高齢や情報・制度の不足**から困難である。

(2) 市場に関する課題

- ・需要者側に**今ある空家の情報が不足**しており、市場機能が十分に働いていない。
- ・価格や賃料、建築規模・間取り・立地等について**需要と供給のミスマッチ**。

(3) 空家等の適正管理に関する課題

- ・単身高齢者や遠方の所有者等の管理能力・ノウハウを補うために、**相談窓口の設置や専門家・関連業者の紹介等**を通じた情報提供が必要。
- ・維持管理・除却等・利活用等のための所有者等の**費用面への支援**（補助金・税金の減免等）を検討。
- ・所有者等に対して空家の状態について情報を提供するとともに、必要な措置を直接促していくことが必要。

(4) 空家等の利活用に関する課題

- ・流通の促進・市場とのマッチングと高齢者等への**住み替え支援の促進**が課題。
- ・空家情報バンクの充実化や情報の積極的な開示等の**空家流通化の支援及び需要を喚起する仕組みづくり**の検討が必要。
- ・空家の所有者に対して有効活用の意識を高め、利活用が可能な空家の内部の状態や適正な経済価値を適切に把握し、**必要に応じて修繕・リフォーム等により価値を高めていく**ことも必要。
- ・民間の保険商品や公的機関等による家賃債務保証事業を活用し、空家所有者等の**賃貸・売買に関わる様々な不安を払拭**していくことが必要。
- ・子育て世帯等、空家を必要とする利用者を幅広く発掘。
- ・家賃や生活支援等の空家利用者の**観点からの不安を解決**していくことも求められる。

第3章 空家等の対策

1. 空家の調査

(1) 継続的な空家の実態調査

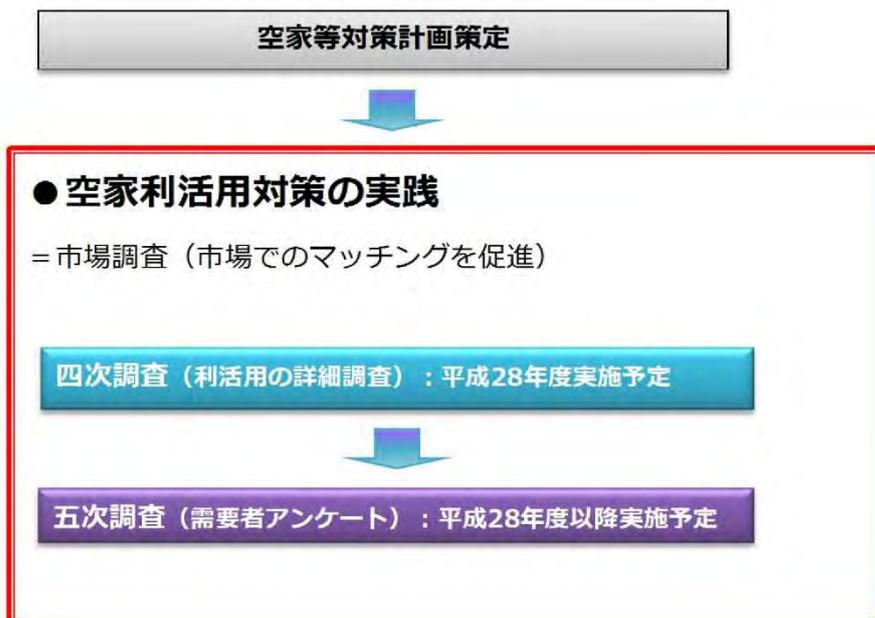
町では、今後も空家対策の一つとして、前章の調査を継続的に行い、将来にわたって町の空家の実態把握と空家問題の解消に努めていきます。

(2) 利活用のための空家調査（四次調査）

二次調査で把握された利活用の可能性がある空家等を対象に、今後、利活用のための詳細調査（四次調査）を行う予定です。利便施設等からの距離や周辺環境など、調査対象とする空家の立地の分析を踏まえて、利活用の可能性を判断するための必要な条件を整理し、また、建物の内部の状態から修繕・リフォーム等の必要性等を把握するために、必要に応じて内覧調査を行います。

(3) 利活用のための空家の需要の調査（五次調査）

空家の利活用のためには、空家に住まいを求める方の掘り起こしと、空家のマッチングが必要となります。町では、今後、住み替え希望を持つ方等に対してアンケートを実施することにより、需要のタイプや希望される立地・家賃・間取り等の諸条件を把握するための調査を検討します。



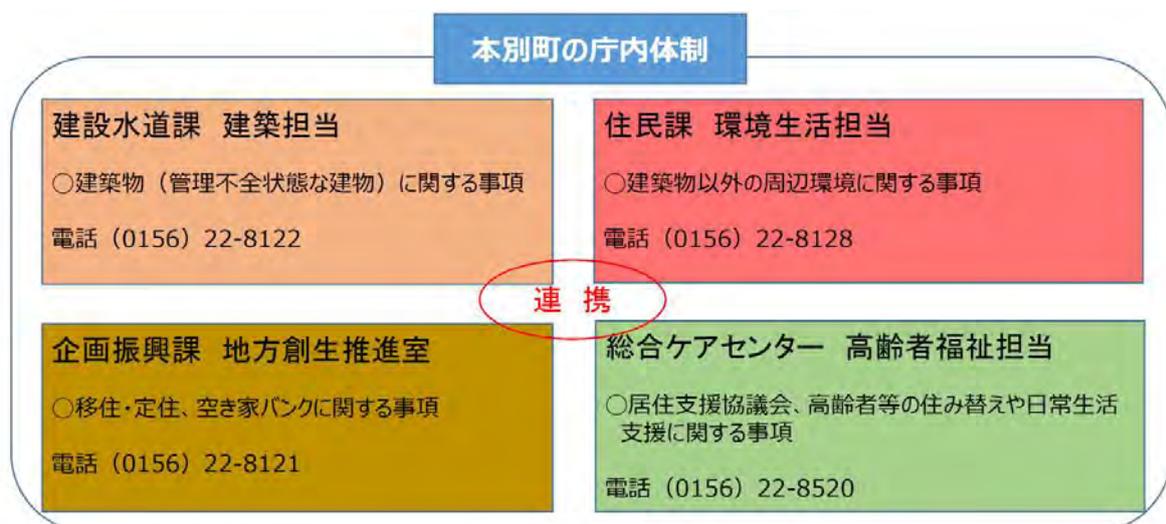
2. 空家に関する相談への対処

空家の発生・維持管理に関する問題・利活用に関する問題は、町の高齢化の現状や不動産流通市場の問題が根底にあり、また、空家の所有者等の状況によって多様なケースが考えられることから、地域と連携したまちぐるみで問題解決のサポートを行う必要性があります。

そこで、町では、**庁内関係部局による空家問題の相談体制を構築**するとともに、居住支援協議会の仕組みを活用して外部の関係団体と連携し、**町内事業者や専門家等との相談体制の構築**を推進します。

(1) 庁内における空家の相談体制

町では、現在、町民や空家等の所有者等から庁内関係部署に寄せられる空家等の適正管理や利活用に関する相談・要望・苦情に対して、受付票（資料編 68 頁参照）を用意しており、庁内における情報共有を図っています。



担当分野	部署名
建築物（管理不全状態な建物）	建設水道課 建築担当
建築物以外の周辺環境	住民課 環境生活担当
移住定住・空き家バンク	企画振興課 地方創生推進室
居住支援協議会（空家対策協議会）事務・住み替え等	総合ケアセンター 高齢者福祉担当

【総合的な窓口の設置について】

相談の内容が複数の部署にまたがる場合もあるため、町では空家の相談窓口の一元化を図るとともに、関係する部署が連携して対応を行います。

■ 空家の総合的な窓口：建設水道課 連絡先：0156-22-8122

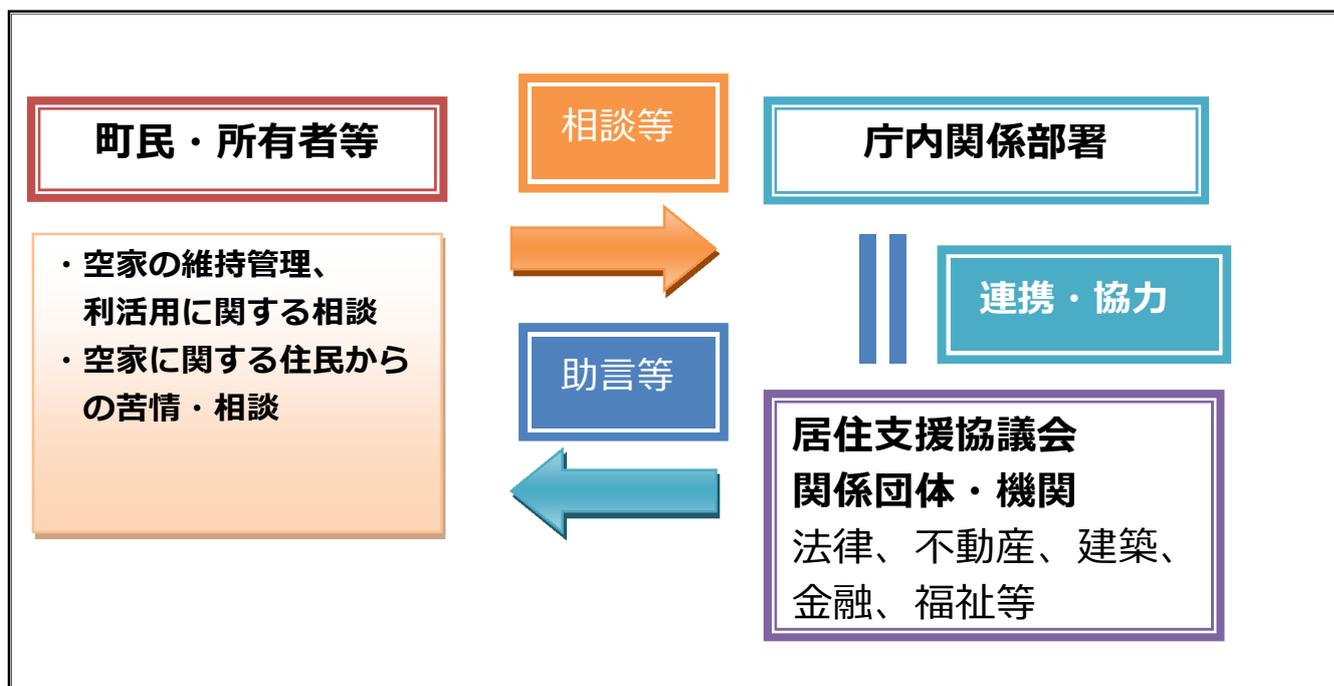
(2) 関係団体との連携による相談体制の構築

今年の2月に設立された居住支援協議会は、町内の不動産業者や法律・建築等の各種専門家を委員として構成されています。そこで、居住支援協議会の内部で、窓口に寄せられた様々な問題について協議し、事業者や専門家による持続的な相談体制の構築を目指します。

町内の事業者や専門家による相談体制については、以下の**相談会の開催**を検討しています。

- ・弁護士・司法書士による相続や成年後見人制度、相続後の空家化予防等
- ・不動産業者等による売却・賃貸や必要な手続き等
- ・建築業者等による空家の修繕・リフォーム・解体等に必要な手続き、概算費用等

【相談体制のイメージ】



3. 家財道具等の対処

空家の利活用や除却が進まない原因として、空家に遺品や家財が置いたままになっていることがあります。そこで、遺品整理や家財整理に関するサービスの創設・活用を検討し、空家の流動化の促進や除却手続きの促進を図ります。

4. 管理不良な空家の発生防止・適正管理の推進

空家等は所有者自らが適切に管理することが原則ですが、経済的な事情や、遠方に居住しているため空家等の状況を把握していないなどの理由により、自らの管理責任を全うしていない場合も考えられます。そのような場合においては、町において以下の対策を講ずることによって空家等の問題解決を図ります。

(1) 予防対策（所有者等による管理意識の啓発）

空家等は、放置された建物の老朽化や草木の繁茂が進むほど、除却等に要するコストが増大し、また、放置年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になります。そのため、所有者等への空家等のリスクに関する意識啓発を目的とした情報提供に努め、今後、危険な空家等の発生予防策を推進します。

(2) 適正管理の促進（所有者等への情報提供・助言）

空家が発生して、管理不良の状態になるまでには一定期間があることから、まず、管理不良な空家の発生を防止するために、所有者等に対して、空家の状態に応じた**所有者への適切な情報提供**を行い、管理不全の状態に応じて所有者等への情報提供・助言・相談等の支援を行います。

(3) 措置の実施（行政指導等、代執行）

特定空家等は、防災、衛生、景観などのさまざまな面において周辺的生活環境に悪影響を生じさせることから、所有者等に対し、法に則した所定の措置を講ずることによって、特定空家等の解消に努めます。また、危険度の高い特定空家等については、危険の排除と公費負担を行う公益性、公平性について十分な検討をしたうえで、行政代執行による解決を図ることとします。

(4) 除却・解体補助制度

老朽化した空家の除却・解体についても、あくまで所有者が自主的に行うことが原則ですが、意向調査の結果、経済的な事情等から除却が進まない実態が明らかになりました。

そこで、町では老朽化した空家の除却・解体についての補助制度を、国の再生事業や様々な補助の仕組みを活用しながら検討します。

なお、補助の対象となる条件等については、今後、町の空家対策に効果的な施策となるように十分な検討を行います。

5. 空家・空家の跡地の活用の促進に関する事項

町では市場環境の整備のために必要な調査や、これまで町が取り組んできた高齢者等の「住まいの確保」の施策等の推進等、町内に住まいを求める様々なニーズに応えていくための施策に取り組んでいきます。

(1) 空家の利活用に関する意識の向上

●空家問題に対する意識をまちぐるみで共有

- ・町の広報や地域を単位としたきめ細かな啓発活動を通じて、空家問題に対する意識をまちぐるみで共有することを促進します。
- ・高齢者等に対しては地域活動の機会を活用し、住宅の住み替えや相続に伴う整理等に関する情報提供・相談対応を行います。

(2) 住み替え・市場でのマッチングの支援

① 空家の利活用に向けた情報の収集・蓄積・提供

町が行う調査等によって、新たな供給と需要を掘り起こし、町が取得した空家の情報を、空家所有者の方と空家に住まいを求める方へ受け渡しを行うことで市場環境の整備を行います。

② 不動産業者・金融機関等との連携による流通活性化の仕組みを検討

住宅の流通に係る関係団体等と連携して、利用希望者が安心して入居できる住まいの調査、修繕・リフォーム、資金調達等の市場が機能しやすいような流通化促進のための様々な仕組みの活用を検討します。

③ 高齢者等の住み替えを支援

これまでの町の福祉の取り組みを継続するとともに、国が行っている住宅確保要配慮者の居住の安定確保のための仕組み等を積極的に活用します。また、住み替え促進支援として、住み替え時だけでなく、住み替え後のケアも含めた様々な施策を検討・推進します。

④ 空家情報バンクの充実化を推進

- ・空家を地域活動の拠点ための有効な資源として活用するための支援や、本町の魅力を広く伝え域外からの居住希望者を呼び込むために、空き家バンクシステムの充実化や共同運営（道・広域連携）等を推進します。
- ・町のホームページで開設している空家情報バンクや道・地域連携の空家情報バンクへの登録案内・周知を進めることによって、広域的に本町に住まいを求める需要を発掘します。

(3) 改修等による空家の再生

修繕することによって利活用が可能な空家については、町の方々や専門家等から意見を
集め、地域における最適な利活用の方法について検討を行い、国の再生事業や様々な補助
の仕組みを活用して、地域のために空家を再生させる事業の推進を検討します。

(4) 空家を除却した跡地の活用の促進

空家を除却した跡地は、所有者の財産であるとともに、活用方法によっては地域の活性
化につながる有効な資産となります。

そこで、町では空家を除却した跡地の活用につながる施策について、専門家や事業者等
と連携しながら検討を行い、土地の所有者等に対して有効活用や市場流通を促していま
す。

本別町居住支援協議会の概要と活動内容（予定）

■ 設立目的

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年 7 月 6 日
法律第 112 号）に基づく、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭
その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住
宅への円滑な入居の促進。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)に基づく、空き家等
の適正管理及び有効活用、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等
に関する対策を総合的かつ計画的に実施。

(3) その他、「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による「地域包
括ケアシステム」の向上、いつまでも安心して暮らし続けることのできる地域づくり。

■ 組織概要

構成団体	団体（事業所）名
不動産関係団体	本別建設業協会、本別建築士会、本別金融協会、平田不動産連絡所
居住支援関係団体	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会、本別町自治会連合会、 本別ひまわり基金法律事務所
行政（◎事務局）	本別町（建設水道課、企画振興課、住民課、◎総合ケアセンター）
オブザーバー	北海道建設部住宅局建築指導課、一般財団法人 高齢者住宅財団、 一般社団法人 全国住宅産業協会、一般社団法人 家財整理相談窓口 一般財団法人 日本不動産研究所、株式会社 ゼンリン旭川営業所

■主な活動内容（予定）

- 住宅確保要配慮者等に対する情報の提供等に関すること
 - ・居住支援協議会活動内容に関するチラシ等の作成、「空家バンクシステム」の再構築及び共同運用、「家賃債務保証制度」の普及等
- 住宅確保要配慮者等に対する相談対応に関すること
 - ・本別社協「あんしんサポートセンター」と町内不動産事業者等の連携による相談対応システムの構築、「住まい相談会」の開催等
- 住宅確保要配慮者等の円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること
 - ・本別社協「あんしんサポートセンター」による入居契約支援、金銭管理及び日常生活支援サービスの提供、本別社協「あんしんサポートセンター」と町内事業者の連携による遺品整理、家財整理等に関する新たなサービスの創設に向けた検討・実施
 - ・国土交通省が実施する「住宅要確保配慮者あんしん居住推進事業」の実施に向けた検討及び、本事業に対する本別町の上乗せ支援策（補助金）の検討
- 空家等の利活用・適正管理、特定空家等に関する対策に関すること
 - ・空家等対策計画の策定及び変更、空家等の適正管理にあたって必要な施策の検討、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断（特定空家等判定基準）、空家等の調査及び特定空家等に対する立入調査の方針、特定空家等に対する措置の方針
 - ・空家等の利活用に向けて必要な調査・施策の検討等
- 「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による「地域包括ケアシステム」の向上に関すること
 - ・本別町住宅改修支援チームに対する研修会の開催

本別町空家等対策計画（概要版）

平成28年4月～平成33年3月

（平成28年3月発行）

発行 本別町

編集 本別町総合ケアセンター

住所 〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別6-15

電話 0156-22-8520

FAX 0156-22-6811

E mail keasen2@town.honbetsu.hokkaido.jp

URL <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>